○警察官作成の捜査報告書中の被疑者署名印欄等に他人の氏名を署名して指印し提出した行為につき、私文書偽造・同行使の罪は成立せず、私印偽造・同不正使用の罪が成立するにとどまるとした事例

主 文

原判決を破棄する。

被告人を懲役3年2月に処する。

原審における未決勾留日数中60日をその刑に算入する。

押収してある飲酒検知保管袋(当庁平成14年押第42号の1)及び道路交通法違反(酒気帯び酒酔い)事件捜査報告書(同押号の3)の各偽造部分を没収する。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人川副正敏提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

論旨は,要するに,被告人を懲役3年2月に処した原判決の量刑は重過ぎて不当である,というのである。

所論に対する判断に先立ち、職権により原判決の事実認定及び法令適用の当否につき検討するに、原判決は、原判示第4の事実中、被告人が「運転免許を有している実弟のAの氏名を詐称して…,同巡査が作成した道路交通法違反(酒気帯び酒酔い)事件捜査報告書(当庁平成14年押第42号の3)の被疑者署名印欄及び飲酒検知保管袋(同押号の1)に、行使の目的をもってほしいままに「A」と各冒書して指印し、もってA名義の私文書2通を偽造した」という有印私文書偽造の点につき刑法159条1項を、「即時同所において、上記B巡査に対し、これらをあたれも真正に成立したもののように装い、提出して行使した」という偽造有印私文書やの点につき同法161条1項、159条1項をそれぞれ適用処断していることが明らかである。そこで、上記のように捜査報告書及び保管袋にA名義の署名をし、指印を押したことが、私文書偽造を構成するか否かについて考察する。

- (一) まず、上記保管袋は、飲酒検知保管袋の表題のもとに、交通事件原票(番号 No. )、採取年月日、温度、採取場、被疑者氏名年令、検知管示度、温度補正、採取者職氏名の各欄(各欄全体が枠で囲まれている。)が印刷してある紙袋であるが、上記各欄は採取者である警察官が作成すべき公文書であるところ、上記保管袋への被疑者の署名・指印は、その書式には予定されておらず、上記枠外の適当な筋になされたにすぎないものである。もとより、被疑者が署名・指印をする以上は、何らかの意味があることは推測に難くないが(上記各欄の記載を自ら確認したことあるいは飲酒検知場面に臨場していたことを担保することはできない。それがいかなる観念の表示かを一義的に特定することはできない。

もとより、被疑者が署名・指印をする以上は、前記(一)におけると同様に何らかの意味があることは想像できるが、それがいかなる観念の表示かを一義的に特定することはできない。

(三) そこで考えるに、刑法159条各項にいう私文書とは、権利、義務若しくは

事実証明に関する事項を証明するに足りる文書である。

て、私文書偽造を起訴しているものではなく、原判決も同様である。 そもそも、被疑者署名印欄は、書式の体裁上、上記捜査報告書全体に対応する署名印欄であり、アルコール濃度測定欄のみに対応する署名印欄ではないから、本件偽造署名・指印が、アルコール濃度測定欄の「うがいをした。」旨の書き込みと一体となって捜査報告書から独立性のある私文書を構成するものと認めることはできない。

なお,検察官提出の意見書において引用する下級審裁判例は,本件と事案を異に し,適当ではない。

以上のとおり、上記捜査報告書及び保管袋に実弟の署名・指印を偽造し、提出した行為は、刑法159条1項にいう事実証明に関する私文書の偽造と同行使の罪にはなく、私印偽造(本件においては、署名・指印の偽造を指す。以下同じ。)と同不正使用の罪に該当するというべきである(しかも、原判示第4に対応する平成14年7月22日付け起訴状記載の公訴事実第4の訴因中には、被告人が署名・指印を偽造し、これらを不正に使用した点も含まれる(大小関係)ものと解され、これらの点について訴因の変更を要せずして審判可能であると認められる。)。してみると、原審が上記所為につき私文書偽造、同行使の事実を認定して、刑法159条1項に問擬したことは、事実を誤認し、同条項の解釈適用を誤ったものというほかなく、上記誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決は、この点において破棄を免れない。

よって、量刑不当の論旨に対する判断を省略し、刑訴法397条1項、382条、380条により原判決を破棄し、同法400条ただし書により、被告事件について更に次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

第1ないし第3,第5の各事実については、原判示第1ないし第3,第5の各事実(但し、原判決2頁6行目中、「約8日間」とあるのを「約1週間」と改める。)を引用する。

第4は、次のとおりである。

被告人は、平成14年3月31日午後10時10分ころ、佐賀市高木瀬町大字東高木234番地1佐賀県佐賀警察署内において、同署勤務司法巡査Bから業務上過失傷害事件及び道路交通法違反(救護・報告義務違反)について取調べを受けた際、運転免許を有している実弟のAの氏名を詐称して、同巡査が作成した飲酒検知保管袋(同押号の1)の欄外に、また、同様に同巡査が作成した道路交通法違反(酒気帯び酒酔い)事件捜査報告書(同押号の3)の被疑者署名印欄に署名、指印を求められるや、行使の目的をもってほしいままに「A」と各冒書して指印を押し、もってそれぞれAの署名・指印を偽造した上、即時同所において、上記B巡査に対し、偽造にかかる上記各署名・指印をあたかも真正に成立したもののように装い、上記警察官に提出してこれらを使用した。(証拠の標目)

各事実につき原判決が挙示した各証拠を引用する。 (累犯前科)

原判決記載のとおりであるから、これを引用する。(法令の適用)

72条1項後段に、判示第4の所為のうち、各私印偽造の点は各刑法167条 に、その不正使用の点は各同条2項に、判示第5の所為は盗犯等の防止及び処 分に関する法律3条、2条前段(刑法235条)にそれぞれ該当し、判示第3の各 罪は1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから、刑法54条1項前段、 条により1罪として重い救護義務違反罪の刑で処断し、判示第4の各私印偽造とそ の不正使用との間には手段結果の関係があり、かつ、2個の偽造私印不正使用は1 個の行為が2個の罪名に触れる場合であるので、同法54条1項前段後段、10条 により、1 罪として最も犯情の重い道路交通法違反(酒気帯び酒酔い)事件捜査報告書末尾の偽造私印不正使用罪の刑で処断することとし、判示第1ないし第3の各 罪について各所定刑中いずれも懲役刑を選択し、前記前科があるので刑法56条1 項, 57条により判示第1ないし第5の各罪の刑についてそれぞれ再犯の加重(判 示第5の罪の刑については同法14条の制限に従う。)をし、以上は同法45条前 段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により最も重い判示第5の罪の刑 に同法14条の制限の範囲内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役3年2月に処し、同法21条を適用して、原審における未決勾留日数中60日をその刑に算入し、押収してある飲酒検知保管袋(同押号の1)及び上記捜査報告書(同押 号の3)の各偽造部分は、いずれも判示第4の偽造私印不正使用の犯罪行為を組成 した物で、何人の所有をも許さないものであるから、同法19条1項1号、 文を適用してこれらを没収し、原審及び当審における訴訟費用については刑訴法1 81条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。 (量刑の理由)

本件は、被告人が、平成14年3月、普通乗用自動車を無免許運転して(原判示 第1),業務上過失傷害(同第2)と救護・報告義務違反を行い(同第3) その救護・報告義務違反で検挙され、その際、取り調べに当たった警察官に対し、 捜査報告書等に実弟の名を署名、指印したという私印偽造・同不正使用(同第 4),その半月後に犯した常習累犯窃盗(同第5)からなる事案である。被告人 は、本件犯行前から日常的に無免許運転を繰り返し、本件犯行当日は元仕事仲間ら と朝から花見で飲酒をし、その後は麻雀をしながら飲酒をしての帰途において、無 免許運転をし、同乗者との会話に気をとられて前方不注視により前方停止車両に追 突し、その運転者に傷害を負わせたというものであって、交通法規無視の態度は顕著で、その経緯に酌むべきものはない。そして、本件事故の過失の程度も大きいこ とに照らせば、本件事故及び違反の態様は、相当危険かつ悪質といえ、被害者らか ら追跡されて何度も停止を求められながら、山道に入り脱輪して動けなくなるまで 平然と逃走を続けていることなどからみても、被害者が被告人の厳重処罰を求めるのも当然である。加えて、被告人は、無免許運転等の罪責を免れようとして、実弟の名をかたり、私印偽造・同不正使用を敢行している。のみならず、被告人は、窃盗の罪により、昭和53年5月に懲役10月、3年間執行猶予に、平成7年1月に 懲役8月,3年間執行猶予(平成8年3月執行猶予取消。原判示累犯前科1),平成8年2月に懲役1年2月,同年7月に懲役10月(同前科2)にそれぞれ処せら れて3回服役したのに(最終刑につき,平成10年8月刑執行終了),被告人の前 記運転車両が会社の同僚の車両であったことから、本件事故により仕事に出られ ず、当時の住居である会社の寮にも帰れなくなり、深夜営業の銭湯や飲食店で夜を過ごすうち、実家のある大分に行くなどのために、さらに常習として、自動車窃盗を犯したのであって、被告人の規範意識は鈍麻しているというほかない。もとよ り、その動機に酌むべきものはない。その態様・手口は手慣れている上、財産的被 害だけをみても小さいものではなく、被害者の処罰感情が厳しいことも容易に推察 されるところである。以上の諸事情によると,本件の犯情は到底良いものではな

く、被告人の刑事責任は重い。 そうすると、窃盗にかかる被害車両はその被害者に還付されていること、本件事故の被害者の受傷程度は比較的軽かったこと、同被害者にはその運転車両にかけら れた保険から治療費等が立替払いされていること、本件事故により玉突き追突された物損被害者に対しては被告人の実母から弁償金20万円が支払われていること、被告人の反省状況など被告人のために酌むべき事情をできる限り有利に考慮しても、主文掲記の量刑はやむを得ないところである。

よって, 主文のとおり判決する。 平成15年2月13日

福岡高等裁判所第一刑事部

裁判長裁判官 虎 寧 夫 井

裁判官 向 野 剛

裁判官 大 崎 良 信